平成２４年（フ）第３４１１号
東京都大田区大森西２丁目14―１―103
債務者　水口　朝美
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　英治
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４１３号
東京都台東区千束３丁目27―６
債務者　吉成利喜子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相良　恵美
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４２３号
神奈川県川崎市幸区南加瀬３―30―９―301、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区紺屋町21
債務者　中澤　敏子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相良　恵美
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４３１号
東京都葛飾区東水元１丁目13―６―103
債務者　根本ゑみ子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　英治
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４３９号
東京都大田区矢口３―８―４―202、住民票上の住所東京都目黒区下目黒３丁目12―11―１Ｆ
債務者　天動こと　臼井　　透
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥羽　浩司
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４４０号
東京都大田区矢口３―８―４―202、住民票上の住所東京都目黒区下目黒３丁目12―11―１Ｆ
債務者　臼井みどり
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥羽　浩司
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１号
広島県東広島市志和町志和西184番地
債務者　木坂　祐章
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿波　弘夫
4　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２３号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番11―302号
債務者　宮部　光由
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山樹　浩一
4　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５号
神戸市西区玉津町上池50番地の28
債務者　北村　香織（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貞本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第５号
新潟県佐渡市片野尾351番地１
債務者　小坂　愛子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水島　俊彦
4　財産状況報告集会の期日　平成24年６月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第３５号
長崎県五島市岐宿町中嶽2328番地７
債務者　中村　権矢
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古坂　良文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第８４６号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保703番地13
債務者　大塚　順一
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８６５号
大阪市西区九条１丁目４番19―404号
債務者　生駒　達郎
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　貴則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０７８号
大阪市港区港晴２丁目７番１―222号　井上方、前住所大阪市東淀川区豊新１丁目１番23号
債務者　西川　誠二
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮里　華子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２１９号
仙台市宮城野区福室２丁目６番50―405号
債務者　小山　睦子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　喜仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係